

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設）・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要望項目名	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） がん検診、特定健診、予防接種など、個人が自ら取り組む健康増進・疾病予防に要する費用に対する所得控除制度を創設する。</p> <p>・特例措置の内容 具体的には、がん検診、特定健診、予防接種、人間ドック等に要する費用の自己負担額が年間10,000円以上かかった世帯に対して、最大100,000円までを所得控除の対象とする。</p>		
関係条文	地方税法第32条第1項、第34条第1項 所得税法第22条第1項、第2項、第3項		
減収見込額	[初年度] ▲2,713（ ） [平年度]（ ） [改正増減収額]（単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 検診等及び予防接種にかかる自己負担額を対象とした所得税控除制度を創設し、国民が自発的に健康管理や疾病予防に取り組む環境整備を行う。それにより健康寿命の延伸、社会保障の持続可能性の確保を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 ○がん等の生活習慣病の疾病負担の大きさや疾病に罹患することによる担税力への影響や医療費削減の観点から、検診等及び予防接種といった健康の保持増進に関する個人の取組を推進することにより、「医療・介護需要の増大の抑制」に寄与できる。</p> <p>○日本再興戦略 改訂2014 や持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、提等において、個人の健康増進・予防への取組の推進の重要性について言及されており、社会保障の持続可能性を確保するために個人の健康増進・予防への取組を推進することが急務。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策評価】</p> <p>○検診等 （基本方針Ⅰ） 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること （施策大目標10） 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること （施策目標2） 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること</p> <p>○予防接種 （基本目標Ⅰ） 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること （施策大目標5） 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること （施策目標1） 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p> <p>【閣議決定等】</p> <p>○日本再興戦略 改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 「今回の改訂戦略においては、①医療介護等を一体的に提供するための新たな法人制度の創設等により、医療介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現することで、医療介護の持続性と質の向上を両立すること、②健康増進・予防へのインセンティブを高めることにより公的負担の低減と公的保険外の多様なヘルスケア産業の創出を両立すること、③保険外併用療養費制度の大幅拡大により多様な患者ニーズへの対応と最先端技術・サービスの提供を両立することの3つを重点とし、社会保障の持続可能性の確保、質の高いヘルスケアサービスの提供、健康産業の活性化の同時実現を目指すこととする。」</p> <p>○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）第4条第2項 政府は、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の健康増進への取組を奨励するものとする。</p> <p>○第7回経済財政諮問会議における総理発言（平成27年5月26日） 「予防・健康づくりなどのインセンティブ改革や健康を支援する企業の活躍を強力に促進していただきたい。」</p> <p>○平成26年度与党税制改正大綱（平成25年12月12日） セルフメディケーション（自己治療）の推進の重要性にかんがみ、効果的な予防サービスや健康管理の充実の観点から、今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、その税制の在り方について検討する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 全ての国民が自らががんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要である。</p>
-----	-------------------	---

	<p>政策の達成目標</p>	<p>健康の保持増進に関する個人の取組を推進することにより、健康寿命の延伸及び社会保障の持続可能性を確保する。</p> <p>○がん検診 がん検診受診率 平成 28 年度目標値 50%（胃、肺、大腸は当面 40%）</p> <p>○特定健診 特定健診実施率 70%（平成 29 年度） 特定保健指導実施率 45%（平成 29 年度）</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○がん検診受診率 （男）胃 45.8%、肺 47.5%、大腸 41.4% （女）胃 33.8%、肺 37.4%、大腸 34.5%、乳 42.1%、子宮 43.4% （平成 25 年国民生活基礎調査）</p> <p>○特定健診 特定健診実施率 47.6%（平成 25 年度） 特定保健指導実施率 17.7%（平成 25 年度）</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>○検診等 ・健康増進法に基づき市町村が実施する検診等 （市町村が実施する検診等の受診者数） がん検診 胃がん 2,364,411 人、肺がん 3,961,043 人、大腸がん 4,780,888 人 子宮頸がん 3,933,049 人、乳がん 2,072,935 人 歯周疾患検診 283,274 人 骨粗鬆症検診 312,450 人 肝炎ウイルス検診 B 型 896,640 人、C 型 889,945 人 （平成 26 年地域保健・健康増進事業報告）</p> <p>・医療保険各法に基づく保健事業として実施されている総合的な健診（いわゆる人間ドック）等</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査及び特定保健指導 特定健診受診者 約 2,537 万人（平成 25 年度） 特定保健指導終了者 約 430 万人（平成 25 年度）</p> <p>○市町村及び医療保険者が実施（推進）する予防接種 【B 類疾病の予防接種】 ・季節性のインフルエンザワクチンについては、65 歳以上の高齢者約 3,300 万人（接種率は約 50%にとどまる）については、実態として自己負担が約 1,600 円程度。それ以外の年代については全額自己負担であり 5,000 円程度。（2 回接種） ・肺炎球菌ワクチンについては、平成 31 年度までは経過措置により 65 歳以上の高齢者を 5 歳ごとに対象者としている。（740 万人程度）自己負担額は 4,000 円程度。 【任意の予防接種】 ・市町村及び医療保険者が実施（推進）している予防接種は様々。 おたふくかぜワクチン：10.8%の市町村で助成実施 B 型肝炎ワクチン：0.4%の市町村で助成実施 ロタウイルスワクチン：2.8%の市町村で助成実施 （H24.12 実施の市町村に対する調査による）</p>
	<p>要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）</p>	<p>検診等及び予防接種を対象とする所得控除制度の創設により、健康の保持増進に関する個人の取組を促進することにより、医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するという政策目標の達成に寄与する。</p>

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に基づく健康増進事業の実施に係る地方交付税措置 ・予防接種法に基づく定期接種費用の地方交付税措置 ・保険者に対する特定健診・保健指導の費用補助 218 億円
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	交付税措置は、受診率及び接種率の向上という特定の政策目標の達成のための財政支援措置である一方、本要望は、個人の健康管理・疾病予防を推進するための施策の一部として、個人が自らの健康管理のために追加的に要した費用を総合的に勘案した上で、担税力に応じた課税とするものである。
	要望の措置の 妥当性	健康増進・疾病予防については、検診等や予防接種など個人の取組が多様であり、予算措置により個々の取組を支援することにはなじまない。また、個人が自らの健康の保持増進を図るための取組については、一般には個人が負担すべきものと考えられるが、本税制においては、控除額に下限を設けることで一定の額以上の支出をした者に対するインセンティブとして支援を行うものであり、これにより個人の努力を推進し、当該支出を促すことにも資することから、税制により措置することが適当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成26年度税制改正要望において、「特定健診・保健指導等における医療費控除の対象の拡大」を要望（がん検診及び予防接種の医療費控除についても同要望に含む。）。 なお、日本医師会からはがん検診及び予防接種の医療費控除適用に係る団体要望が継続的に出されているところ。</p>